

公益財団法人中信育英会 2023年度 新規奨学生募集要項

1. 奨学金支給の概要

- (1)給付額 月額:20,000 円
- (2)給付期間 2 年次生時から 3 年間(ただし在学する大学の最短修業年限)
奨学生が海外留学等で休学する場合は、奨学金の交付を一旦休止し、
復学時は大学からの申請に基づき、中信育英会で支給の復活を検討する。
(ただし、在学身分での海外留学はこの限りではない。)
- (3)返済義務 なし
- (4)補足 卒業後の就職等進路についての制約は一切ない。

2. 候補者推薦人員 1人

3. 提出書類

- (1)奨学生願書①②(中信育英会指定用紙)
- (2)中信育英会奨学金 申込書
- (3)成績・単位修得証明書(4 月以降に教務課の自動発行機にて発行のもの)
- (4)収入に関する証明書類(コピー可。「奨学金申込手引き」参照)
※書類は本学公式サイトより各自で印刷してください(すべて A4／片面でまとめてください)
※推薦決定者については、決定後に奨学生推薦書を学生支援課が作成します。

4. 提出期限と提出先

2023 年 4 月 5 日(水) 13時(厳守) 学生支援課窓口

※書類不備がある場合、受け取りができません。余裕を持って提出してください。

5. 応募資格

- (1)2 年次生(2023/4/1 時点 ※薬学部で 4 月現在原級(2 年次)に留置されている者は申し込むことはできません。)
- (2)学業優秀(概ね中の上以上)、品行方正でありながら経済的事由によって修学が困難であること。
- (3)専攻分野は問わない。
- (4)他奨学金との併給は差しつかえないが、合計額は一般の常識を超えない範囲内とする。
- (5)留学生は除く。

6. 採否の決定

4 月 14 日(金)に推薦候補者を決定の上、連絡予定。
大学からの推薦後、中信育英会奨学生選考委員会の審査を経て、育英会理事長が決定する。

中信育英会奨学金申込書

申込日（西暦） 20 年 月 日

学籍番号		所属		生年月日		フリガナ			
		学部	学科	年	月	日	本人氏名		
		専攻	年次	(歳)					

本人 / 連絡先住所
 (自宅 ・ 下宿 ・ 寮)
 (大学メールアドレス)
 @dwc.doshisha.ac.jp
 〒 - (携帯電話) - (自宅) -

同一生計の家族（本人除く）	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業・所得の種類	A 収入・売上金額 (万円)	B 控除額 (万円)		C 所得金額 (万円)	
								①		
								②		
								③		
								④		
								⑤		
	[①～⑤の計] 所得金額							⑥		
	就学者	続柄	氏名	学校設置者	就学者控除		学年	通学別		控除額
				国公立 ・ 私立	小 ・ 中 ・ 高 ・ 高専 専修 (高等 ・ 専門) ・ 大学		年	自宅 ・ 自宅外	⑦	
				国公立 ・ 私立	小 ・ 中 ・ 高 ・ 高専 専修 (高等 ・ 専門) ・ 大学		年	自宅 ・ 自宅外	⑧	
				国公立 ・ 私立	小 ・ 中 ・ 高 ・ 高専 専修 (高等 ・ 専門) ・ 大学		年	自宅 ・ 自宅外	⑨	
		※小・中学生の家族がいる場合:児童手当の支給 有 ・ 無（児童手当を受けている場合は証明書要提出） ※児童扶養手当の支給を受けている場合も証明書要提出								

特別控除（イ〜カ該当者は証明書類等要提出）
 ア. 本人の就学者控除 授業料 万円 + 自宅 (37万円) ・ 自宅外 (84万円)
 イ. 母子・父子家庭世帯(一律99万円) ※養育費 有 ・ 無 遺族年金 有 ・ 無
 ウ. 障害のある人がいる世帯(障がい者手帳を保有している人、常に就床を要する要介護の人等)(1人につき99万円)
 エ. 主に家計を支えている人が単身赴任等により別居している世帯 (別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費) (上限71万円)
 オ. 6ヶ月以上にわたり療養中の人、または療養を必要とする人がいる世帯
 カ. 火災・風水害または盗難などの被害を受けたことのある世帯
 キ. 就学者・未就学者(本人含む)が3人以上の場合 (記入欄⑩の控除額+50) × x
 【 3人の場合 x=1】【4人の場合 x=2】【5人の場合 x=3】
 [⑦～⑩の計] 控除額合計
 [⑥－⑰] 認定所得金額
 世帯人員 人 (本人含む) 収入基準額

奨学金について （給付または貸与されている項目に☑ ※過去に受けていた場合も含む）

☐ 同志社女子大学奨学金
 ☐ 日本学生支援機構 給付型奨学金
 ☐ 日本学生支援機構 貸与型奨学金
 ☐ その他奨学金

この申込書における情報については奨学生選考・連絡以外の目的には使用しません。

2023年度 奨 学 生 願 書 ①

公益財団法人中信育英会

フリガナ 氏名	(男 ・ 女)	大学
年 月 日生 満 歳	学部	学科 年生
	年入学	年卒業見込

現住所(自宅 ・ 自宅外) 〒

TEL ()

学 歴 (転学・留学等もご記入ください)

年 月 立

高等学校卒業(または大学入学検定試験合格)

年 月

年 月

年 月

特技・賞罰・職歴など

クラブ・同好会・研究会などの課外活動

大学進学のための目的(興味のある分野・将来の希望・大学生活の現況など)

当財団の奨学金の支給を希望するに至った事情について

写真貼付

応募書類につきましては採用資料として使用するものであり、採用後ご提出いただく各種書類につきましても、ご提供いただいた貴殿の個人情報(公財)中信育英会
用途には一切使用いたしません。

2023年度 奨 学 生 願 書 ②

公益財団法人中信育英会

出願者の1ヵ月当たりの平均生活費			
《収入》		《支出》	
家庭から	円	食 費	円 学用品費
定 職 ()	円	住居費	円 授業料積立
アルバイト ()	円	交通費	円 雑 費
当財団以外の奨学金	円	教養娯楽費	円 その他
その他 ()	円	書籍費	円
計	円	計	円

同一生計家族住所(実家) 〒

TEL ()

あなた自身が、特に付け加えたいことがあれば以下に簡潔に記入してください。

・以上の通り相違なく、学業成績証明書、推薦書等を添付して奨学金の給付を申請します。

2023年 月 日

本人署名

印

《奨学金 申込手引き》

1. 収入の証明が必要な対象者について

収入の有無にかかわらず、**同一生計の家計支持者 2 名分**の書類が必要です。

● 同一生計とは・・・

同居・別居ではなく、生計を維持するための収入源が同一であるかどうかで判断します。

例 1) 単身赴任のため別居していても同一の収入により生活を成り立たせていれば同一生計。

例 2) 祖父母と同居していても、別の収入により生活している場合は別生計。

● 家計支持者とは・・・

原則 父母 2 名

どちらか一方に収入がない場合でも、**収入がないことの証明**が必要です。

ひとり親と認められる場合

1) 死別・離別している

事実関係を確認できる証明書類を提出してください（P.2～3 参照）

2) その他特別な事情により、父または母と学生本人が別生計でひとり親となっている

学生支援課職員による面談・ヒアリングにて事実関係を確認しますので、一度ご相談ください。

2. 対象となる期間について

原則、最新の収入状況に基づいて選考を行います。

申込日現在における家計の収入状況が昨年 1 年間と変わらない場合

2022 年 1 月～12 月の 1 年間の収入を証明してください。

ただし、児童手当・児童扶養手当などは、上記期間に関わらず常に最新の証明書類を提出してください。

2022 年 1 月 2 日以降に就職・転職・休職（開業・廃業含む）している場合

申込時現在の収入を考慮して年額を算出します。

3. 提出すべき証明書類の確認の仕方

1. 下表の一番左端の列で「収入①」と分類されている項目から、申込日現在の状況に当てはまるものを、**必ず家計支持者 1 人につき 1 つ選択**しそれぞれに該当する証明書類（1.～19.）を提出してください。
2. 次に「収入②」に記載の項目から、**該当するものがあればすべて**証明書類を提出してください。
3. 最後に、「特別控除」に記載の項目から、**控除可能な項目がないか確認**し、該当すれば証明書類を提出してください。

申込日時点の状況				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
★…コピー可				★	★		★		★		★			★	★	★	★	★	★		★		★	★				★		
家計支持者① ↓				所得証明書	源泉徴収票	年収（見込）証明書	直近3か月の給与明細書	退職（休職）証明書	確定申告書（控）	開業収入計算書	直近3か月の帳簿	廃業証明書	退職・廃業の証明書類に関する事情書	児童手当通知書	児童扶養手当証書等	傷病手当金支払決定通知書	雇用保険受給資格者証	または年金振込通知書	生活保護決定通知書	収入に関する事情書	児童（里親）委託証明書	施設在籍証明書またはおおよび証明書類コピー	独立生計申立書	医療費受給資格者証	ひとり親家庭等特別児童扶養手当証書等	障害者手帳・療育手帳または介護保険被保険者証等	おおよび領収書コピー	おおよび領収書コピー	医療費控除申請書	おおよび領収書または盗難届
2022																														
収入①	必ず該当するもの1つに				給与収入（パート・アルバイト含む）がある																									
					▶2021年1月2日以降に就職・転職・休職なし																									
	☐				勤め先は1か所のみ																									
	☐				2か所以上から給与を受け、確定申告をした																									
	☐				2022年1月1日以前から海外勤務																									
					▶2021年1月2日以降に就職・転職・休職あり																									
	☐				勤め先は1か所のみ																									
	☐				2か所以上から給与を受け、確定申告をした																									
	☐				2022年1月2日以降に海外転勤																									
					給与以外の所得（営業・農業・不動産等）がある																									
☐				2021年1月2日以降に開業・転業なし																										
☐				2021年1月2日以降に開業・転業あり																										
収入②					無職・無収入																									
	☐				2021年1月2日以降に休職・退職・廃業																									
	☐				2021年1月1日以前より無職（専業主婦等）																									
					その他																									
	☐				学生本人が社会的養護を必要としている																									
	☐				学生本人が独立して生計をたてている																									
	☐				中学生以下の子どもがいる																									
	☐				ひとり親で高校生以下の子どもがいる																									
	☐				傷病手当金を受給中																									
	☐				失業手当（雇用保険）を受給中																									
☐				年金（遺族・基礎・厚生年金等）を受給中																										
☐				生活保護を受給中																										
☐				家計支持者2名とも無収入である																										
☐				祖父母からの援助金や離婚後の養育費がある																										
特別控除					該当すれば																									
	☐				ひとり親家庭である																									
	☐				障がいのある家族・要介護の家族がいる																									
	☐				単身赴任している家族がいる																									
	☐				6か月以上にわたり療養中の家族がいる																									
☐				火災・風水害または盗難等の被害を受けた																										

表 1.～25.の各書類については、次ページ以降にて必ず詳細を確認し、提出および申込書の記入を行ってください。

<表の見方>

○ … 必ず提出

△ … いずれかひとつを提出（▲があれば、そちらを優先して提出）

1. 所得証明書（課税証明書）（コピー可）

全員提出必須

- 所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認するために必要とします。証明書の取得時は役所・役場で「全項目証明」が必要な旨伝えてください。
- 必ず**最新のものを**提出してください。
- 専業主婦（夫）で収入が0円の場合や、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、**無収入であることの証明が必要です。**
「総所得金額」「合計所得金額」等の項目に「0円」と記載されているか確認し提出してください。全ての金額欄が「****」等で目隠しされているものや、空欄のものは、非課税であることしか証明していないため受付できません。
- 税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に令和3年分「市（区・町・村）民税・県（都・道・府）民税申告書」の手続きを取り、その際受け取る（控）のコピーを提出してください。
- マイナンバー（個人番号）が記載されないようにしてください。

【ひとり親（母子・父子）家庭の場合】

「所得証明書（課税証明書）」にある「寡婦・寡夫」、「特別寡婦」の欄に「＊」や控除金額が記載されている場合、これによりひとり親家庭である証明とします。「所得証明書」に反映されていない場合のみ、以下のいずれかひとつを必ず提出してください。

- （1）最新の源泉徴収票（「寡婦」「寡夫」の欄に「○」「＊」などが記されているもの。）
- （2）遺族年金支払通知
- （3）児童扶養手当の支給証明書
- （4）ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- （5）戸籍謄本（学生本人の記載が含まれていること、最新3か月以内に発行のものが望ましい）

ひとり親家庭と証明できる場合は、特別控除99万円を申込書⑩欄（表面）に記入してください。

名称は市区町村により異なる場合があります。

（例：住民税証明書、課税台帳記載事項証明書など）

市・府民税課税証明書

見本

納税義務者		住所 氏名	
記			
年度 令和4年度 (令和3年分所得)	合計所得金額 総所得金額等	税額	所得割額
収入金額	給与	市民税	均等割額
給与	公的年金等	府民税	年税額
所得の金額の内訳	本人該当	所得控除額	課税標準額
(内給与)	特別障害者	雑損	総所得
土地等事業雑	その他障害者	医療費	土地等事業雑
分離短期譲渡	寡婦	社会保険料	分離短期譲渡
分離長期譲渡	ひとり親	小企共済掛金	分離長期譲渡
株式等の譲渡	勤労学生	生命保険料	株式等の譲渡
上場株配当等	16歳未満	地震保険料	上場株配当等
先物取引所得	その他扶養	障害ひ学	先物取引所得
山林	同居特別障害	配偶者特別	山林
退職	特別障害	配偶者	退職
	その他障害	扶養	税額控除額
		基礎	調整
			配当
			寄附金
			宅借特別
			目
			当株譲渡割
			親類及び市民税税額控除額
			税額控除額(市民税)
			整
			附金
			宅借特別
			その他

所得・収入の種類・内訳と金額が記されたものをご提出ください。

ひとり親（母子・父子）家庭の方は、本人該当欄にて「寡婦」「特別寡婦」等に＊ないし金額が記されていること。
→所得額が500万円以上だと控除がつかないこともあります。その場合は、代わりとなる書類（本ページ上部参照）をご用意ください。

扶養者の人数や控除金額が＊で目隠しされているものは受付できません。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

〇〇市長

- 勤務先から毎年 1 月に交付されます（依頼すれば何度でも発行可能なもの）。提出時はコピーで構いません。
- 「支払総額」の数字（万円未満切り捨て）を申込書の「A.収入・売上金額」欄に記入し、「B.控除額」「C.所得金額」欄は P.12 の「給与所得金額早見表」を参照して該当する数字を記入してください。
- 同一人で 2 か所以上から給与を得ているため確定申告をした場合は、源泉徴収票ではなく確定申告書（控）が必要です。

年分 **給与所得の源泉徴収票**

！年間の収入金額の証明にはなりません！

4

3. 年収（見込）証明書

- 2022 年 1 月 2 日以降に就職・転職された方は、「年収（見込）証明書」を勤務先に依頼し作成してもらってください（本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしご使用ください）。
- **就職・転職日から 1 年間分の給与支払（見込）額（賞与含む）が必要です。月の途中に入社した場合、翌月 1 日から 1 年間分の見込額を証明願います。**
- 年収見込額（万円未満切り捨て）を申込書の「A.収入・売上金額」欄に記入し、「B.控除額」「C.所得金額」欄は P.12 の「給与所得金額早見表」を参照して該当する数字を記入してください。
- **海外勤務の方は、勤務先から昨年 1 年間の年収証明書を取得してください（様式自由）。**その際、日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、**簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。**

4. 直近 3 か月の給与明細書（コピー可）

- 『3. 年収（見込）証明書』を提出できない場合は、必ず以下の 3 項目が記載された直近 3 か月の給与明細をコピーし提出してください。
① 勤務先名 ② 支払月 ③ 受給者氏名
- 就職・転職後 3 か月に満たない場合は、提出できる月数分だけでも構いません。
- 雇用条件のわかる書類を添付するか、余白に雇用形態（正社員／契約／派遣／パート・アルバイト等）をメモしてください。
- **控除前の総支給額を用いて月平均を算出し、正社員／契約社員は 15 か月分、派遣社員／パート・アルバイト等は 12 か月分で年額換算してください。**
- 非課税の通勤手当は、算出する際に総支給額から除き、収入に含めないでください。
- 算出した年額（万円未満切捨）を申込書の「A.収入・売上金額」欄に記入し、「B.控除額」「C.所得金額」欄は P.12 の「給与所得金額早見表」を参照して該当する数字を記入してください。
- **海外勤務の方は、日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。**

5. 退職（休職）証明書（任意の様式・原本）

- （元）勤務先に発行を依頼してください。休職中の方は、休職期間や給与についての記載があるものを発行するよう依頼してください。
- 退職された方は、離職票（コピー可）や退職日についての記載がある源泉徴収票（コピー可）の提出でも構いません。
- 特殊な事情があり証明書を取得できない場合は、『10. 退職・廃業の証明書類に関する事情書』に署名のうえ、提出してください（本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしご使用ください）。
- 失業手当（雇用保険）を受給中の方は、必ず『13. 雇用保険受給資格者証』を提出してください（収入額の証明と、退職証明の両方を兼ねることができます）。

6. 確定申告書（控）（第一表・第二表、コピー可）

- 税務署に申告した「2022 年分の所得税の確定申告書（控）」をコピーし提出してください。
- **第一表と第二表のどちらも必要です。**利子や配当を得ている方は第三表も添付してください。
- **必ず税務署の受付印（または税理士印）があるか確認してください。**電子申告（e-Tax）により行った場合は、受付日時（即時通知）が印字された「確定申告書」または「申告内容確認票」の第一表・第二表を提出してください。
- 給与（または公的年金等）を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる場合も「確定申告書」を提出してください。

7. 開業収入計算書

- 2022 年 1 月 2 日以降に開業された場合、確定申告書では年間の所得金額を証明できません。
- 本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードして使用ください。
- 年額に換算した所得金額は、申込書の「A.収入・売上金額」欄に記入してください。

8. 直近 3 か月の帳簿（コピー）

- 2022 年 1 月 2 日以降に開業された場合、確定申告書では年間の所得金額を証明できません。
- 営業実績が 3 か月に満たない場合は営業を始めた月以降の分で構いません。
- 帳簿の毎月の売上金総額、経費総額の金額に○をつけてください。

9. 廃業証明書

- 破産・倒産・営業停止の場合は、関係官庁による「破産宣告書」または「銀行取引停止通知書」のコピーを提出してください。
- 自由業でこれらの証明がでない場合は、『10. 退職・廃業の証明書類に関する事情書』に署名のうえ提出してください（本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードして使用ください）。

10. 退職・廃業の証明書類に関する事情書

- 2022 年 1 月 2 日以降に退職・廃業して現在無収入である（親族等からの援助を含め、一切収入がない）人が提出するものです。
- やむを得ない事情により証明書を取得できない場合に、本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードし、署名のうえ提出してください。

11. 児童手当通知書（特例給付含む）（コピー可）

- 中学生以下の兄弟姉妹がいる場合、お住まいの自治体から支給されるものです。所得制限があり「特例給付」となっている場合も、収入として加算します。
- 申込日時点の支給額がわかる**最新の通知書をコピーして提出**してください。
- 公務員等、勤務先から児童手当を受給している場合は、支給があった直近の給与明細書又は勤務先発行の証明書（任意様式）を提出してください。
- 通知を紛失した場合は、通帳のコピー（口座名義人氏名が記載された箇所・手当の直近の振込の箇所）を提出してください。
- 年額に換算し、その他の給与収入と合算したうえで、申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。

1 2．児童扶養手当証書等（コピー可）

- 離別・死別などによりひとり親世帯で、かつ 18 歳以下の兄弟姉妹がいる場合で、受給中の方は**最新の支給月額がわかる証書等**をコピーして提出してください（特別控除のひとり親家庭であることの証明書類としても受け付けます）。
- 証書を紛失した場合は、通帳のコピー（口座名義人氏名が記載された箇所・手当の直近の振込の箇所）を提出してください。
- 年額に換算し、その他の給与収入と合算したうえで、申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。
- 特別児童扶養手当を受給中の方も、同様にコピーを提出のうえ収入に合算してください。
- 所得制限や公的年金との兼ね合いで受給していない方は、申込書提出時に学生支援課職員にその旨伝えてください。

1 3．傷病手当金決定通知書または休業補償金支給額証明書（コピー可）

- 労災による怪我や病気の場合、労災保険の休業補償金が支給されます。証明書は労働基準監督署で交付されるものです。
- 業務や通勤とは関係性がない怪我や病気による休業の場合、社会保険や健康保険による傷病手当金が支給されます。
- それぞれ、直近 1 か月分の証明書をコピーして提出してください。
- 日額×365 日で年額を算出し、その他の収入に合算し申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。

1 4．雇用保険受給資格者証（コピー可）

- 失業し、失業手当（雇用保険基本手当の失業給付）を受給している人は、受給日額、日数等が記載されている面をすべてコピーし、提出してください。
- 「基本手当日額」×「所定給付日数」を給与とみなし、申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。
- 『5．退職証明書』を兼ねることもできます。

1 5．年金額（改定）通知書または年金振込通知書（コピー可）

- 受給しているすべての年金が対象となります（老齢・障がい・遺族年金など）。
- 年金の種類・受給者氏名・金額が分かる部分をコピーし提出してください。
- 年金振込通知書（ハガキ）の場合は 1 年間の支給回数を余白に明記してください。
- 年額を給与とみなし、その他の収入に合算し申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。
- 遺族年金の場合は、特別控除のひとり親家庭であることの証明書類としても受け付けます。

1 6．生活保護決定通知書（コピー可）

- 住所地の市区町村福祉事務所より交付されるものです。
- 受給者氏名・最新の受給金額が明記されているものをコピーし、提出してください。

- 年額に換算したものを給与とみなし、申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。
- 「生活保護決定（変更）通知書」等の宛名になっていない人は、他に収入が一切なければ、自分の氏名が記載された「生活保護受給証明書」を提出してください。

例) 父：「生活保護決定（変更）通知書」（父宛の通知）
母：「生活保護受給証明書」（母の氏名が記載）

17. 収入に関する事情書

- 次のいずれかに該当する方は提出してください（本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしご使用ください）。
 - **父母ともに無収入の場合**
 - **離別し養育費を受けている場合**
 - ✧ 養育費の年額を給与とみなします。その他の収入に合算して申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。
 - ✧ 公正証書（公証役場発行）や調停調書（家庭裁判所発行）にて養育費等の額が記載されているものでも構いません（その場合はコピーを提出してください）。
 - **祖父母・親戚・知人等より生活費等の援助を受けている場合**
 - ✧ 援助の年額を給与とみなします。その他の収入に合算して申込書「A.収入・売上金額」欄に記入してください。

18. 施設在籍証明書または児童（里親）委託証明書（コピー可）

- 申込者（学生本人）が社会的養護を必要としており、施設等に在籍している場合は「施設在籍証明書」を、里親等に養育されている人は「児童（里親）委託証明書」のコピーを提出してください。
- 申込書の「A.収入・売上金額」欄には「0（ゼロ）」と記入してください。

19. 独立生計申立書および証明書類コピー

- 申込者（学生本人）が次の①～③すべてに該当し、父母等から独立して生計を営んでいる場合は提出してください。
 - ① 次の A～C のいずれか 1 つに当てはまる者
 - A) 本人（配偶者も含む）に、年間 103 万円を超える収入（給与収入又は所得）があり、その収入について、所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
 - B) 本人（配偶者も含む）に、今年度、アルバイトや奨学金などによる収入が 103 万円を超える見込みの者
 - C) 本人が本学へ入学のために退職（休職等）し、無収入となった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が 103 万円を超えている者
 - ② 所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない者
 - ③ 父母等と別居している者
- 本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしご使用ください。
- 上記①～③はそれぞれ証明書類の提出が必要です。詳細は「独立生計申立書」をご確認ください。

20. ひとり親家庭等医療費受給資格者証（コピー可）

- P. 3に記載のとおり、所得証明書・源泉徴収票・児童扶養手当証書・遺族年金を用いてひとり親であることが証明できない場合のみ、コピーして提出してください。
- ひとり親家庭と証明できる場合は、特別控除 99 万円を申込書⑩欄（表面）に記入してください。

21. 障害者手帳・療育手帳または特別児童扶養手当証書等（コピー可）

22. 介護保険被保険者証等（コピー可）

- 家族の中に障がいのある人や、常に就床を要する介護の必要な方（要介護 3 以上）がいる場合は、氏名・等級が記載されている部分をコピーして提出してください。
- 特別控除 99 万円を申込書⑩欄（表面）に記入してください。
- **障害年金や特別児童扶養手当を受給中の方は、収入に合算するため、支給額の分かる証明書類を提出してください。**

23. 単身赴任実費計算書および領収書コピー

- 主に家計を支えている人（父及び母またはこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している場合、別居による**住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費**を、所得から控除します。
 - 家庭の事情や介護等の理由により自発的に別居している場合は条件にあてはまりません。
 - 申込時点で単身赴任を終えている場合は条件にあてはまりません。
- **本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしてご使用ください。**
- 年間の実費額（万円未満切り上げ。上限 71 万円）を算出し、申込書⑩欄（表面）に記入してください。
- **住居費**は、契約者氏名・家賃の分かる賃貸借契約書のコピーを提出するか、社宅等のため家賃が給与から天引きされている場合は給与明細のコピー（1 か月分）を提出してください。
- **光熱・水道費等**は、実費額を証明する**領収書のコピーを必ず提出**してください。
 - 単身赴任をされている方の氏名記載があるもの
 - 領収書がない場合、「請求書」および「支払ったことがわかる書類（通帳コピーやクレジットカードの明細）」で領収書の代用が可能です。「請求書のみ」「通帳のコピーのみ」では、領収書と認められません。
 - 単身赴任が 1 年に満たない場合は、領収書等から年間の実費を推算します。
- **家具・家事用品**は単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります（例：食器棚、洗濯機、冷蔵庫等）。ただし、支払者の氏名が記載された領収書が必要です。
- 上記に掲げる項目以外（引っ越し代、食費、帰省交通費、電話代、NHK 受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。

24. 医療費控除申請書および領収書コピー

- 6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人（申込者本人を含む）が同一生計内にいる場合、療養のために必要な1年間の支出金額を控除します。
- **本学 Web サイト「奨学金制度」から所定の様式をダウンロードしてご使用ください。**
- 1年間の支出金額（万円未満切り上げ）を算出し、申込書⑭欄（表面）に記入してください。
- また、直近6～12か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していない場合は申込日現在の分まで）の領収書のコピーを提出してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者（所）
医師または歯科医師への診療・治療費	経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等) ※長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可	・病院等(医師) ・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療または療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

- 健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。
- 光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。
- 書類は一切返却しません。後日原本が必要となるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。
- 申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

25. 罹災証明書または盗難届および領収書コピー

- この1年間に災害または盗難等の被害を受けたことにより、2年以上にわたって支出の増加または収入の減少がある場合、その1年分の金額を控除します。
- 被害により生じた支出の増加と収入の減少の実費額（万円未満切り上げ）を申込書⑮欄（表面）に記入してください。
- また、被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等））と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。
 - 支出の増加とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費などを指します。
 - 収入の減少とは、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。
 - 支出の増加または収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
 - 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

4. 給与所得金額早見表

単位(万円)

収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額	収入 金額	控除 金額	所得 金額
1	1	0	361	286	75	461	312	149	561	342	219	661	372	289	761	402	359
~	~	~	362	286	76	462	313	149	562	343	219	662	373	289	762	403	359
			363	287	76	463	313	150	563	343	220	663	373	290	763	403	360
			364	287	77	464	313	151	564	343	221	664	373	291	764	403	361
			365	287	78	465	314	151	565	344	221	665	374	291	765	404	361
			366	287	79	466	314	152	566	344	222	666	374	292	766	404	362
			367	287	80	467	314	153	567	344	223	667	374	293	767	404	363
268	268	0	368	288	80	468	314	154	568	344	224	668	374	294	768	404	364
269	268	1	369	288	81	469	315	154	569	345	224	669	375	294	769	405	364
270	268	2	370	288	82	470	315	155	570	345	225	670	375	295	770	405	365
271	268	3	371	288	83	471	315	156	571	345	226	671	375	296	771	405	366
272	268	4	372	288	84	472	316	156	572	346	226	672	376	296	772	406	366
273	269	4	373	289	84	473	316	157	573	346	227	673	376	297	773	406	367
274	269	5	374	289	85	474	316	158	574	346	228	674	376	298	774	406	368
275	269	6	375	289	86	475	317	158	575	347	228	675	377	298	775	407	368
276	269	7	376	289	87	476	317	159	576	347	229	676	377	299	776	407	369
277	269	8	377	289	88	477	317	160	577	347	230	677	377	300	777	407	370
278	270	8	378	290	88	478	317	161	578	347	231	678	377	301	778	407	371
279	270	9	379	290	89	479	318	161	579	348	231	679	378	301	779	408	371
280	270	10	380	290	90	480	318	162	580	348	232	680	378	302	780	408	372
281	270	11	381	290	91	481	318	163	581	348	233	681	378	303	781	408	373
282	270	12	382	290	92	482	319	163	582	349	233	682	379	303			
283	271	12	383	291	92	483	319	164	583	349	234	683	379	304			
284	271	13	384	291	93	484	319	165	584	349	235	684	379	305			
285	271	14	385	291	94	485	320	165	585	350	235	685	380	305			
286	271	15	386	291	95	486	320	166	586	350	236	686	380	306			
287	271	16	387	291	96	487	320	167	587	350	237	687	380	307			
288	272	16	388	292	96	488	320	168	588	350	238	688	380	308			
289	272	17	389	292	97	489	321	168	589	351	238	689	381	308			
290	272	18	390	292	98	490	321	169	590	351	239	690	381	309			
291	272	19	391	292	99	491	321	170	591	351	240	691	381	310			
292	272	20	392	292	100	492	322	170	592	352	240	692	382	310			
293	273	20	393	293	100	493	322	171	593	352	241	693	382	311			
294	273	21	394	293	101	494	322	172	594	352	242	694	382	312			
295	273	22	395	293	102	495	323	172	595	353	242	695	383	312			
296	273	23	396	293	103	496	323	173	596	353	243	696	383	313			
297	273	24	397	293	104	497	323	174	597	353	244	697	383	314			
298	274	24	398	294	104	498	323	175	598	353	245	698	383	315			
299	274	25	399	294	105	499	324	175	599	354	245	699	384	315			
300	274	26	400	294	106	500	324	176	600	354	246	700	384	316			
301	274	27	401	294	107	501	324	177	601	354	247	701	384	317			
302	274	28	402	295	107	502	325	177	602	355	247	702	385	317			
303	275	28	403	295	108	503	325	178	603	355	248	703	385	318			
304	275	29	404	295	109	504	325	179	604	355	249	704	385	319			
305	275	30	405	296	109	505	326	179	605	356	249	705	386	319			
306	275	31	406	296	110	506	326	180	606	356	250	706	386	320			
307	275	32	407	296	111	507	326	181	607	356	251	707	386	321			
308	276	32	408	296	112	508	326	182	608	356	252	708	386	322			
309	276	33	409	297	112	509	327	182	609	357	252	709	387	322			
310	276	34	410	297	113	510	327	183	610	357	253	710	387	323			
311	276	35	411	297	114	511	327	184	611	357	254	711	387	324			
312	276	36	412	298	114	512	328	184	612	358	254	712	388	324			
313	277	36	413	298	115	513	328	185	613	358	255	713	388	325			
314	277	37	414	298	116	514	328	186	614	358	256	714	388	326			
315	277	38	415	299	116	515	329	186	615	359	256	715	389	326			
316	277	39	416	299	117	516	329	187	616	359	257	716	389	327			
317	277	40	417	299	118	517	329	188	617	359	258	717	389	328			
318	278	40	418	299	119	518	329	189	618	359	259	718	389	329			
319	278	41	419	300	119	519	330	189	619	360	259	719	390	329			
320	278	42	420	300	120	520	330	190	620	360	260	720	390	330			
321	278	43	421	300	121	521	330	191	621	360	261	721	390	331			
322	278	44	422	301	121	522	331	191	622	361	261	722	391	331			
323	279	44	423	301	122	523	331	192	623	361	262	723	391	332			
324	279	45	424	301	123	524	331	193	624	361	263	724	391	333			
325	279	46	425	302	123	525	332	193	625	362	263	725	392	333			
326	279	47	426	302	124	526	332	194	626	362	264	726	392	334			
327	279	48	427	302	125	527	332	195	627	362	265	727	392	335			
328	280	48	428	302	126	528	332	196	628	362	266	728	392	336			
329	280	49	429	303	126	529	333	196	629	363	266	729	393	336			
330	280	50	430	303	127	530	333	197	630	363	267	730	393	337			
331	280	51	431	303	128	531	333	198	631	363	268	731	393	338			
332	280	52	432	304	128	532	334	198	632	364	268	732	394	338			
333	281	52	433	304	129	533	334	199	633	364	269	733	394	339			
334	281	53	434	304	130	534	334	200	634	364	270	734	394	340			
335	281	54	435	305	130	535	335	200	635	365	270	735	395	340			
336	281	55	436	305	131	536	335	201	636	365	271	736	395	341			
337	281	56	437	305	132	537	335	202	637	365	272	737	395	342			
338	282	56	438	305	133	538	335	203	638	365	273	738	395	343			
339	282	57	439	306	133	539	336	203	639	366	273	739	396	343			
340	282	58	440	306	134	540	336	204	640	366	274	740	396	344			
341	282	59	441	306	135	541	336	205	641	366	275	741	396	345			
342	282	60	442	307	135	542	337	205	642	367	275	742	397	345			
343	283	60	443	307	136	543	337	206	643	367	276	743	397	346			
344	283	61	444	307	137	544	337	207	644	367	277	744	397	347			
345	283	62	445	308	137	545	338	207	645	368	277	745	398	347			
346	283	63	446	308	138	546	338	208	646	368	278	746	398	348			
347	283	64	447	308	139	547	338	209	647	368	279	747	398	349			
348	284	64	448	308	140	548	338	210	648	368	280	748	398	350			

5. 就学者控除（本人を除く） [記入欄⑦・⑧・⑨]

同一世帯内に就学者（本人は除きます）がいる場合は、在学している学校の種類（小学校・中学校など）に応じて控除を受けることができます。控除額については下表を参照してください。

大学は、大学院，短期大学，大学・短大の専攻科及び政令で定める特定別科，大学・短大・大学院の通信教育学部を含みます。放送大学全科履修生・海外大学は私立大学として扱いますが，科目履修生・選科履修生は控除できません。

なお、予備校生・各種学校の在学学生は控除を受けることができません。

就 学 者 控 除 （本人を除く）			
小学生 1 人につき		31 万円	
中学生 1 人につき		46 万円	
		自宅通学	自宅外通学
高校生 1 人につき	国公立	39 万円	69 万円
	私 立	88 万円	118 万円
高等専門学校生 1 人につき	国公立 1～3 年	39 万円	69 万円
	国公立 4・5 年	43 万円	72 万円
	私立 1～3 年	88 万円	118 万円
	私立 4・5 年	87 万円	116 万円
大学学部・短期大学生 1 人につき	国公立	74 万円	121 万円
	私 立	133 万円	180 万円
専修学校高等課程在学学生 1 人につき	国公立	39 万円	69 万円
	私 立	88 万円	118 万円
専修学校専門課程在学学生 1 人につき	国公立	36 万円	81 万円
	私 立	102 万円	147 万円

申込書

【⑦～⑨の計】所得金額							
氏名	学校設置者	就学者控除	学年	通学別	控除額		
妹 奨学 祐子	国公立・私立	小・中・高・高専 専修（高等・専門）・大学	3 年	自宅・自宅外	⑦	46	
弟 奨学 太郎	国公立・私立	小・中・高・高専 専修（高等・専門）・大学	2 年	自宅・自宅外	⑧	88	
	国公立・私立	小・中・高・高専 専修（高等・専門）・大学	年	自宅・自宅外	⑨		
※未就学者・小・中学生の家族がいる場合：児童手当の支給（有・無）手当が支給されている場合は証明書要提出 ※児童扶養手当の支給を受けている場合も証明書要提出							
特別	ア. 本人の就学者控除 授業料 119 万円 + 自宅 (37 万円)・自宅外 (84 万円)					⑩	203

6. 本人の就学者控除 [記入欄⑩]

本人の学費のうち授業料と、自宅（37万円）・自宅外（84万円）の別に応じた合計額の控除を受けることができます。

下表の学科・入学年度により授業料を確認し、合計額を[記入欄⑩]に記入してください

単位：万円

学部学科 略号・略称	2018年度以前入学生	2019～21年度入学生	2022年度入学生
音演(OE)	126	132	119
音文(OB)	116	122	109
メディア(MS)	99	105	92
国際(K)	91	97	82
社会(GS)	88	94	81
こども(GK)	95	101	89
薬学(Y)	134	140	116
看護(KG)	142	148	125
英文(E)	88	94	81
日学(N)	88	94	81
生活(L)	95	101	89
食物(S)	99	105	92
食管(SK)	106	112	99

7. 就学者・未就学者控除 [記入欄⑪]

就学者・未就学者が2人を超える世帯については、その超える人数につき、「⑪本人にかかる控除額」にさらに50万を増額した金額を乗じた額を控除できます。

【例】「6. 本人の就学者控除」が210万円とした場合の特別控除の加算額

世帯における就学者・未就学者の人数 (申込者本人を含む)	特別控除額の加算額 (「⑪本人にかかる控除額」+50×2人を超える人数)
0～2人	なし
3人	260万円【(210+50)万円×1】
4人	520万円【(210+50)万円×2】
5人	780万円【(210+50)万円×3】

8. 収入基準額 [記入欄⑫]

下表の収入基準額をそのまま記入してください。

世帯人数	控除額	世帯人数	控除額
1人	139万円	5人	239万円
2人	198万円	6人	250万円
3人	212万円	7人	262万円
4人	229万円	8人以上は1人増すごとに12万円加算	